

徳島県気候変動対策推進計画 (緩和編) 【案】

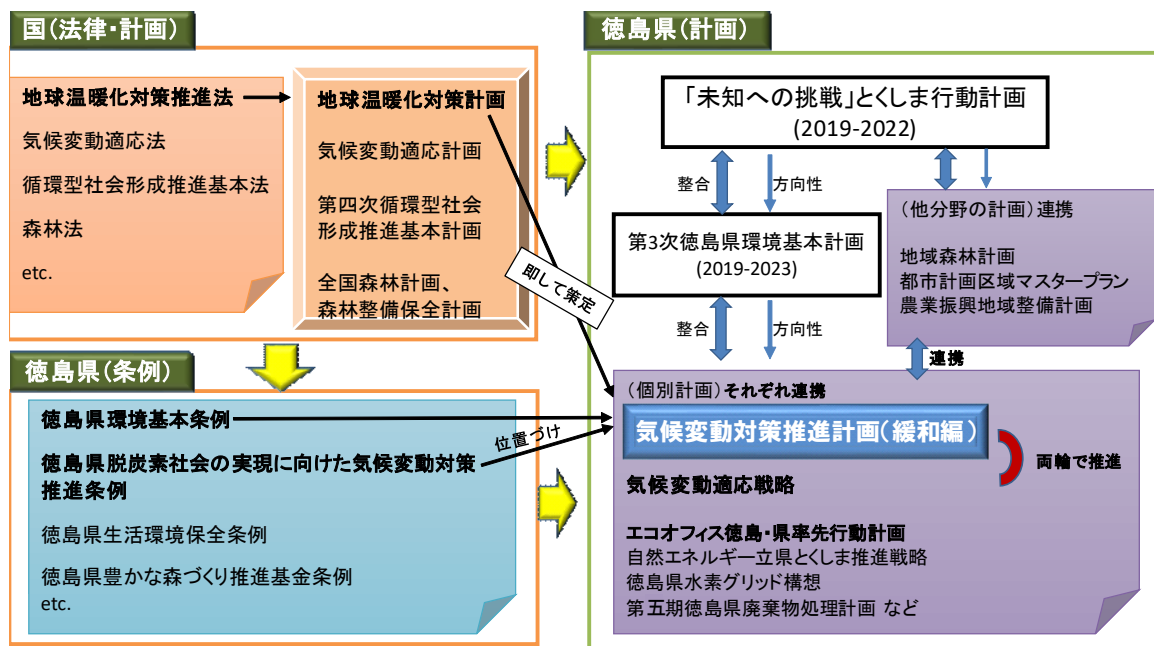
令和 2 年 3 月
(令和 4 年●月改定)
徳 島 県

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき、国が策定した「地球温暖化対策計画」に即して、本県の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

なお、地球温暖化対策推進法第21条第6項及び第7項に規定する都道府県が定める基準は、別冊「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」に定めます。

また、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」第8条に基づく「基本方針」や、「徳島県環境基本条例」第27条に基づく「行動指針」としても位置づけます。



気候変動対策は、温室効果ガスの排出を低減する「緩和策」だけでなく、現在及び将来予測される気候変動の影響に対処する「適応策」についても、地域の特徴を踏まえて計画的に進める必要があります。

「緩和策」は、徹底した省エネルギー対策や自然エネルギーの導入などによって気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を低減し、地球温暖化の進行を抑制するための取組みのことです。

一方、「適応策」は、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対して、自然や社会経済活動のあり方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組みのことです。

本計画が対象とする「緩和策」と「徳島県気候変動適応戦略」に掲げる「適応策」を両輪として施策を展開していきます。